

高知くらしの護身術

232

海外宝くじ

手紙で「当選金」とだます

(2012年1月10日掲載原稿)

「申し込んでいないのに海外宝くじの当選金139471200円を受け取る権利を獲得していると手紙が届いた」「カナダや中国などからダイレクトメールが届いた。期限が過ぎると当選金が受け取れなくなるらしい。」といった相談が相次いで寄せられています。

これは海外から自宅住所宛てに手紙が届き、あたかも宝くじに当たったかのように思わせる悪質な当選商法です。

手紙が届くたびに手数料として数千円程度を送金すれば、当選金を受け取れると錯覚させる文面になっています。業者の実態がわからないまま、住所や氏名だけでなくクレジットカード番号や有効期限を知らせると、カード情報を悪用される危険があります。一度でも送金してしまうと別の業者から、同じような手紙が何通も届くようになりますので、絶対取り合わないことです。

高齢者に手紙が届くことが多いのも特徴です。1回あたりの送金額が数千円と少額であり、高齢者が「当たる」と信じ込んでお金を払い続けてしまうことがありますので、周囲の気配りが必要です。センターには「親が一億円以上受け取れることを信じ、何年も業者に送金している」といった家族からの相談も多くなっています。

日本では宝くじは許可を得た特定の地方自治体だけが発売でき、それ以外は「富くじ」として刑法で禁止されています。取り次ぎや授受も禁止されています。海外宝くじを国内で購入することは、刑法に触れる恐れがあるので申し込まないようにしましょう。